

仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業 補助金交付実施要領

(平成21年5月29日 都市整備局住環境部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱(平成21年5月28日都市整備局長決裁。以下「要綱」という。)第20条の規定に基づき、仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(所有者等)

第2条 要綱第1条に規定する所有者等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 所有者
- (2) 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に定める区分所有者の団体又は管理者

(分析調査事業の対象となるアスベスト)

第3条 要綱第2条第2号イの市長が定めるアスベストは、次のものとする。

- (1) 吹付けアスベスト
- (2) アスベスト含有吹付けロックウール
- (3) 吹付けバーミキュライト
- (4) 吹付けパーライト
- (5) その他市長が定めるもの

(除去等事業の対象となるアスベスト)

第4条 要綱第2条第2号ロの市長が定めるアスベストは、次のものとする。

- (1) 吹付けアスベスト
- (2) アスベスト含有吹付けロックウール

(国、地方公共団体その他公共団体に準ずる者)

第5条 要綱第3条第2号に規定する国、地方公共団体その他公共団体に準ずる者として別に定める者は、独立行政法人及び本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方公共団体の設立、出資等に係る法人とする。

(大規模な事業者)

第6条 要綱第3条第2号に規定する大規模な事業者として別に定める者は、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項第1号から第5号までに掲げる者以外の会社(保険業法(平成7年法律第105号)第2条第5項に規定する相互会社を含む。)及び個人とする。

(必要な書類等)

第7条 要綱第6条第1号に規定する書類は、次の書類とする。

- (1) 委任状 (委任者がいる場合)
- (2) 位置図 (縮尺, 方位, 調査地の位置)
- (3) 配置図
- (4) 平面図 (調査部分を明記したもの)
- (5) 現況写真 (建物外観及び調査部分と当該部分のアスベストの状況が判断できるもの)

2 要綱第6条第3号及び第7条第4号に規定する書類は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 補助金を受けようとする者が補助対象建築物の所有者である場合 次のいずれかの書類
 - ① 固定資産税課税台帳 (家屋)
 - ② 固定資産税課税台帳登録事項証明 (家屋)
 - ③ 納税通知書 (家屋) (写)
 - ④ 登記事項証明書 (建物)
 - ⑤ 上記に準ずる書類

(2) 補助金を受けようとする者が補助対象建築物の区分所有者の団体又は管理者である場合 前号に掲げる書類のほか、組合規約及び当該申請に係る議事録

3 要綱第6条第4号及び第7条第5号に規定する建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類は、建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書又は建築物石綿含有建材調査者登録証の写しとする。

4 要綱第6条第5号及び第7条第6号に規定する書類は、次の書類とする。

- (1) 法人登記簿謄本 (補助金を受けようとする者が法人である場合に限る)
- (2) 建築確認通知書の写し(またはこれを証する書類)

5 要綱第7条第2号に規定する書類は、次の書類とする。

- (1) 委任状 (委任者がいる場合)
- (2) 位置図 (縮尺, 方位, 調査地の位置)
- (3) 配置図
- (4) 平面図
- (5) 立面図
- (6) 除去工事等を行おうとする室の展開図
- (7) 現況写真 (建物外観及び施工部分と当該部分のアスベストの状況が判断できるもの)
- (8) 詳細図 (除去工事等の施工部分の状況に応じて必要と認める場合)

6 要綱第12条第2項第6号に規定する書類は、除去工事等に際し次に掲げる法令に基づき関係行政機関等に提出した届出書等の写しとする。

- (1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)

- (2) 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

(様式)

第6条 要綱に規定する様式は次の表のとおりとする。

要 綱	名 称	別記様式
第 6 条	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書(分析調査事業)	第1号
第 7 条	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書(除去等事業)	第2号
第8条第1項	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付決定通知書	第3号
第8条第3項	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金不交付通知書	第4号
第 9 条	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請取下届出書	第5号
第10条第1項	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業変更等承認申請書	第6号
第10条第3項	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業変更等承認通知書	第7号
第 11 条	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業事故報告書	第8号
第12条第1項	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業完了報告書(分析調査事業)	第9号
第12条第2項	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業完了報告書(除去等事業)	第10号
第 13 条	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金の額の確定通知書	第11号
第14条第1項	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付請求書	第12号
第15条第2項	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付決定取消通知書	第13号
第16条第3項	仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金返還命令書	第14号

附 則

この要領は、平成21年6月15日から実施する。

附 則(平成22年3月31日改正)

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則(平成23年5月31日改正)

この改正は、平成23年6月1日から実施する。

附 則(平成24年11月1日改正)

この改正は、平成24年11月1日から実施する。

附 則(平成25年4月22日改正)

この改正は、平成25年4月23日から実施する。

附 則（平成26年10月14日改正）

この改正は、平成26年10月14日から実施する。

附 則（平成28年10月14日改正）

この改正は、平成28年10月14日から実施する。

附 則（平成31年4月24日改正）

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

附 則（令和2年5月28日改正）

この改正は、令和2年6月1日から実施する。

附 則（令和3年3月30日改正）

この改正は、令和3年4月1日から実施する。